

生ごみの減量化・リサイクル推進に

## 電気式生ごみ処理機購入に補助金

電気式生ごみ処理機を購入・設置する人に補助金を交付します。

**補助要件** 法人を除く市内在住の人が、4月1日以降に市のホームページに掲載の登録販売店で、かくはん・加熱処理し、生ごみを堆肥化または減量化する電気式生ごみ処理機を購入して設置する場合

**補助金額** 購入金額の2分の1以内  
※1万円を限度。

**購入方法** 印鑑を持参して登録販売店で申請手続きを行い、補助金を差し引いた代金を支払ってください。

※予定基数で締め切ります。



市のホームページはこちら ▶

## 資源物の集団回収に奨励金

資源物の集団回収を行う団体に奨励金を交付します。

**対象団体** 町内会、老人会、子ども会、女性会などの非営利団体

※登録が必要です。登録用紙は、市のホームページにあります。

**対象品目** 市内の家庭から出る再資源化できる次のもの

▷新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類

▷びん類 ▷アルミ缶、スチール缶

▷古着などの繊維類 ▷ペットボトル

**奨励金額** 回収した資源物1kg当たり5円



市のホームページはこちら ▶

## 法定検査は2種類

### 毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

#### 検査項目

- ▷ポンプの稼動状況、悪臭の発生状況、蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
- ▷保守点検・清掃の記録などのチェック

### 使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。

使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

#### 申し込み方法

「浄化槽設置届」提出時に検査の依頼書を添付してください。

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃の他、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生などで、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

浄化槽の法定検査は、受検する義務があります！

浄化槽を廃止したときには、届け出が必要です

浄化槽使用廃止届出書

浄化槽管理者に変更がある場合に提出が必要です

浄化槽管理者変更報告書

届出用紙は、環境整備課にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。



検査は、次の県知事指定検査機関が行います

- ▷ガイドライン検査（5年に1回）（公社）広島県環境保全センター（☎082-849-6411）
- ▷効率化検査（5年間で4回）（公社）広島県浄化槽協会（☎082-546-2168）

※今年は、効率化検査の年です。

問い合わせ先 環境整備課（☎43-9222）